

ロールオン・ロールオフ区域等における 固定式水系消火装置のための指針に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

ロールオン・ロールオフ区域等における固定式水系消火装置のための指針に関する事項

改正理由

火災安全設備コード（FSS コード）第 7 章 2.4 は、車両積載区域、ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域に設置される固定式水系消火装置は主管庁の承認が必要である旨規定している。また、固定式水系消火装置の具体的な指針として MSC.1/Circ.1430 を参照しており、本会は同規定を既に本会規則に取り入れている。

IACS は、上記指針内の消火装置のポンプ及び区画制御弁の操作場所とその機能に関する規定について不明確な点があるとして、IMO に明確化を求める文書を提出した。その結果、2018 年 3 月に開催された IMO 第 5 回船舶設備小委員会（SSE5）において、船橋など常時人がいる制御場所並びに区画制御弁の操作場所の両方に消火ポンプの発停及び区画制御弁の開閉機能を持つ旨要求する事で合意された。また、欧州造船工業会（CESA）より提出された、スプリンクラヘッド及びノズルの配置に関する規定の見直しを求める提案も同小委員会において合意され、最終的に MSC.1/Circ.1430 の改正案（Rev.1）として盛り込むことが合意された。

当該改正案は、2018 年 12 月に開催された IMO 第 100 回海上安全委員会（MSC100）に提出され、MSC.1/Circ.1430/Rev.1 として承認された。

このため、承認された MSC サーキュラーを参照するよう、関連規定を改めた。

改正内容

固定式水系消火装置の具体的な指針として MSC.1/Circ.1430/Rev.1 を参照するよう規定を改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R20.5.1, R27.2.3